

久慈総合運動場利用料金表（令和7年4月1日から適用）

指定管理者 一般社団法人久慈市体育協会

区 分		9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 17時まで	12時から 22時まで	9時から 22時まで	
管 理 棟	貸切利用	円 1,160	円 1,160	円 1,160	円 2,340	円 2,340	円 3,520	
陸上競技場	貸切利用	児童 生徒	1,460	2,050	2,050	3,520	4,110	5,580
		一般	2,930	4,110	4,110	7,050	8,230	11,180
	個人使用	児童 生徒	1 時間までごとに 60円					
		一般	1 時間までごとに110円					
	夜 間 照 明 料	1 時間までごとに1,360円						
テニスコート	区分利用	児童 生徒	1 時間までごとに 1 面につき90 円					
		一般	1 時間までごとに 1 面につき180 円					
	夜 間 照 明 料	1 時間までごとに380 円						

備考

1 貸切利用において、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の利用料は、この表に定める利用料の額の3倍に相当する額とする。

2 9時前に利用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超えて利用する場合の利用料は、その超える時間30分ごとに、580円とする。

付帯設備

区 分	利用料金
放送設備	1 式 1 回につき330円
シャワー室	1 人 1 回につき40円
ストーブ	1 個 1 回につき110円。ただし、燃料は使用者負担とする。
電源	1 個 1 時間までごとに60円

久慈市民相撲場利用料金表（令和7年4月1日から適用）

指定管理者 一般社団法人久慈市体育協会

区 分		利用料金
貸切利用	児童及び生徒	終日無料
	一般	終日無料